実際の刑事裁判を傍聴してみませんか?

10月は、鶴亀老人クラブの方々10名が、研修目的で刑事裁判傍聴にお越しくださいました! 当日は、業務上横領被告事件を傍聴し、その後、刑事部の裁判官と質疑応答を行いました。 皆さまから、たくさんの質問をいただきましたので、その一部を御紹介いたします。

質疑応答

Q:裁判官には、どのようにしてなるのですか?。

A:裁判官に任命されるためには、まず、司法試験に合格し、司法修習生として一定期間修習することが必要です。 この修習を終え、もう一度試験に合格すると初めて、裁判官、検察官、弁護士になる資格を取得します。 裁判官は、この資格のある人の中から任命されます。

Q: 今日、傍聴した刑事裁判の裁判官はひとりでしたが3人の裁判官がいるのはどのような裁判ですか。

A: 今日は、ひとりの裁判官が行う単独事件でした。3人の裁判官が行うのは合議事件といいます。 刑事事件においては、例えば、非現住建造物等放火(人が住んでいない建物への放火)が合議事件です。 また、強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)等一定の重大犯罪は、裁判員裁判 対象となり、6人の裁判員の方と3人の裁判官が一緒に裁判を行います。

Q:裁判官は、どのようなときにやりがいを感じますか?

A:裁判官は、憲法や法律に拘束されるほかは、良心に従って、独立して各事件について 判断を行います(憲法第76条第3項)。

ですから、双方の主張が異なるようなとき、非常に悩むこともありますが、最終的には自分の良心に従って判断します。

それが社会的にも通用する力を持つわけですので、とてもやりがいを感じます。



刑事部 佐藤裁判官



~参加者からの感想~

裁判所の中に入るまでは、 とても緊張していたけど、 裁判官がとてもきさくな方で、 緊張がほぐれました。



■裁判所見学会のご案内■

山形地方・家庭裁判所では、裁判所見学会を随時開催しております。 詳しくはウェブサイトをご覧ください。

(お問合せ・お申込先)

山形地方裁判所総務課庶務係 TEL 023-623-9513 (直通)





山形地方裁判所



山形地家裁 裁判所見学会